

**「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」
令和8年度「佐渡・新潟エリア」欧米豪向け国内DMC等リレーション強化事業
業務委託仕様書**

1 事業の目的及び趣旨

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において、令和6年度に新潟県全域及び福島県の会津若松地域で構成される「佐渡・新潟エリア」がモデル地域に選定された。

「佐渡・新潟エリア」において、ターゲット国である米・英・仏・豪の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと地域活性化の好循環が図られ、地域住民の愛着と誇りが醸成され、持続可能な地域が実現することを目指している。

令和8年度の本業務は、「地方における高付加価値な観光地づくり」佐渡・新潟エリアマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）で定めたKPI達成を目指し、ターゲット国の旅行会社に本県の認知を図るのみならず、訪日旅行を取り扱う国内DMC等（以下「DMC等」という。）が、県内観光関係者との関係性を構築し、円滑に手配を行うことができる体制を整備することが不可欠である。

以上を踏まえ、本事業においては、欧米豪の旅行会社の訪日旅行手配を担うDMC等を対象とした県内視察を実施し、県内市町村、観光協会及び観光事業者等（以下「県内観光事業者等」という。）とDMC等との中長期的な関係強化を図ることを目的とする。

※観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について

○観光庁では、消費額増加及び地方への誘客をより重視し、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するため、モデル観光地を選定し、佐渡・新潟エリアは、令和6年9月に選定された。

○観光庁は、高付加価値旅行者の地方への誘客に必要なウリ、ヤド、ヒト、コネ及びアシの5つの観点から、モデル観光地に集中的な支援等を実施する。

※佐渡・新潟エリアマスタープラン

○新潟県全域及び福島県の会津若松地域を対象エリアとして、高付加価値旅行者を戦略的に呼び込み、観光地域づくりを進める羅針盤として策定した。

○エリアのコアバリューを「大地と雪の恩恵～地域特有の地形と気候により形成された自然とその中で育まれた人々の営み」と整理し、それに紐づくコンテンツから、日本の本物のローカル体験を好む米・英・仏・豪のモダンラグジュアリー層をターゲットと設定した。

○マスタープランは下記に掲載のとおり。

<https://niigata-kankou.or.jp/business/news/801>

2 委託業務の名称

令和8年度「佐渡・新潟エリア」欧米豪向け国内 DMC 等リレーション強化事業

3 委託期間

契約日から令和9年2月19日（金）

4 事業予算

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務内容

（1）国内 DMC 等向け佐渡・新潟エリア内視察の実施

欧米豪市場において佐渡・新潟エリアを含む旅行商品の造成・販売の促進が図られるよう、佐渡・新潟エリア内の視察を下記のとおり実施すること。

なお、本事業における欧米豪市場とは主にイギリス・フランス・オーストラリアとし、必要に応じてアメリカを含めることとする。

① 開催概要

ア 日程

令和8年7月1日（水）～11月30日（月）まで

イ 行程等

本事業の趣旨を踏まえて効果的な行程を提案すること。

なお、日数は2泊3日以上とする。

ウ 視察参加者数

欧米豪市場を取扱う国内 DMC 等を合計で6社6名以上とする。

なお、参加想定 DMC 等を提案内で例示すること。

エ 実施回数

2回以上とする。

オ 実施エリア

佐渡エリア、湯沢・魚沼エリア、弥彦・燕三条エリアを行程に含めること。行程の詳細については協議の上決定することとする。

② 留意事項

視察実施に当たっては以下の事項に留意すること。

ア 企画

欧米豪の高付加価値旅行者の誘客において、佐渡・新潟エリアの観光の魅力をも十分に伝えることができるような行程等を提案すること。

また、視察がスムーズに実施できるよう必要な設備の一切を手配すること。

イ 調整

視察参加者の選定から招待、日程調整、視察実施において必要な調整を行うこと。

なお、視察参加者の選定・集客に当たっては、事前に委託者と調整の上集客を行うこと。

ウ 事前説明会

視察参加者に対しては、本事業の説明と求める効果、視察内容に関する説明を事前にオンライン等で実施し、視察参加者と認識齟齬が無いように調整を行うこと。

エ 運営

視察当日は、委託者と連携し、視察が円滑に行われるようタイムマネジメント等を適切に対応すること。

また、準備・同行等も綿密な計画と十分な人員配置により行うこと。

オ ネットワーキング

視察当日に、視察参加者と地域の観光関係者との連携促進を図るため、名刺交換、意見交換、商談等を行うネットワーキングの機会を設けること。

カ フォローアップ

- ・参加者に対し、本視察に対するアンケート調査を実施し、集計を行うこと。
 - ・佐渡・新潟エリアを含む商品の造成を促すために視察訪問先以外の紹介も含めたフォローアップを参加者に対して実施すること。
- なお、詳細な制度設計については受託者決定後に協議の上決定することとする。

(2) 独自提案

本仕様書に定める事業内容に加え、独自の提案を行うこと。

本事業の趣旨を踏まえて、中長期的な関係構築に資する取組みや本事業における視察と連動して、本事業の効果を最大化させるために有効な取組みを提案し、具体的に記載すること。

6 効果測定

(1) アンケート調査の実施・提言

視察終了後、参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果を委託者がコンテンツの磨き上げ等に活用できるよう取りまとめること。併せて、当該結果に基づき得られた考察等について提言を行うこと。また、参加者の招聘実施後の商品造成状況をヒアリングし報告すること。

(2) タリフ作成

視察参加者を含む国内 DMC に提供できるよう、アンケート結果や視察内容を踏まえ、視察訪問したコンテンツ等のタリフを作成すること。

なお、タリフの形式については、委託者と協議のうえ決定すること。

7 成果物の提出

(1) 納入期限

本業務の実施内容、参加者リスト、アンケート結果、課題、提言等を整理した事業報告書を以下の期限までに納入すること。

期限：令和9年2月19日（金）

(2) 納入場所

公益社団法人 新潟県観光協会

(3) 納入方法

最終事業報告書：実施内容・結果等をまとめた報告書及び提言（A 4）

※PDF ファイルで納入すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

8 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先、再委託内容その他委託者が必要と認める事項を事前に書面により提出し、委託者の承認を得ること。

9 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、委託者と綿密に連絡を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託期間中は業務の実施状況を定期的に報告すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により実施主体に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者の責任と負担において解決すること。ただし、当該損害が実施主体の指示等、受託者の責めに帰することができない事由により生じたものであるときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関して知り得た一切の情報（個人情報を含むがこれらに限られない）の漏洩、滅失、毀損の防止その他情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部は、委託者と協議し、その指示に従うこと。